

京都市告示第 338 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 10 月 13 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科大宅経19号線	山科区大宅中小路町43番地の4地先から 同町31番地の7地先まで	旧	メートル 9.80	1.10 ～メートル 1.40
		新	9.80	1.82
山科北花山経6号線	山科区北花山大林町82番地の2地先から 同町83番地の11地先まで	旧	34.10	2.00
		新	34.10	5.00 ～ 5.30
山科北花山緯4号線	山科区北花山大林町84番地の5地先から 同町83番地の15地先まで	旧	16.10	3.70 ～ 4.60
		新	16.10	3.71 ～ 4.63
山ノ内24号線	右京区山ノ内西裏町15番地の47地先から 同町12番地地先まで	旧	18.00	4.90 ～ 5.00
		新	5.40	5.00

山ノ内26号線	右京区山ノ内西裏町1番地地先から	旧	28.20	5.15 ~ 5.30
	同区山ノ内池尻町16番地の4地先まで	新	12.30	5.15 ~ 5.22
山ノ内148号線	右京区山ノ内苗町27番地の1地先から	旧	10.00	3.10 ~ 3.15
	同町28番地地先まで	新	7.50	3.10 ~ 3.15
山ノ内152号線	右京区山ノ内西裏町15番地の7地先から	旧	499.90	27.00 ~ 52.00
	同区西院笠目町1番地の3地先まで	新	499.90	27.00 ~ 50.70

(建設局道路部道路明示課)